

## 大磯町介護保険条例の一部を改正する条例

大磯町介護保険条例（平成12年大磯町条例第14号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項第1号中「31,800円」を「25,670円」に改め、同項第2号中「47,700円」を「38,640円」に改め、同項第3号中「47,700円」を「38,920円」に改め、同項第4号中「57,240円」を「50,760円」に改め、同項第5号中「63,600円」を「56,400円」に改め、同項第6号中「76,320円」を「62,040円」に改め、同項第7号中「79,500円」を「67,680円」に改め、同号ア中「200万円」を「210万円」に改め、同項第8号中「92,220円」を「73,320円」に改め、同号ア中「300万円」を「320万円」に改め、同項第9号中「101,760円」を「78,960円」に改め、同号ア中「400万円」を「420万円」に改め、同項第10号中「114,480円」を「90,240円」に改め、同号ア中「500万円」を「520万円」に改め、同項第11号中「117,660円」を「107,160円」に改め、同号ア中「600万円」を「620万円」に改め、同項第12号中「127,200円」を「118,440円」に改め、同号ア中「800万円」を「720万円」に改め、同項第13号中「139,920円」を「129,720円」に改め、同条第2項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「19,080円」を「16,080円」に改め、同条第3項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「19,080円」を「16,080円」に、「31,800円」を「27,360円」に改め、同条第4項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「19,080円」を「16,080円」に、「44,520円」を「38,640円」に改める。

### 附 則

#### （施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

#### （経過措置）

- 2 改正後の第4条の規定は、令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

令和6年2月13日提出

大磯町長 池田 東一郎